

※ 医療機関  
 生活保護法指定 介護機関  
 中国残留邦人等支援法指定 助産師  
 施術者

※ 名称  
 所在地  
 その他

変更届書

次のとおり変更しましたので、届け出ます。

指定 医療 機関 等	番 号	
	名 称（氏名）	
	所 在 地（住所）	
変 更 事 項	旧	
	新	
変 更 年 月 日		年 月 日
誓 約 事 項	<input type="checkbox"/> 生活保護法第49条の2第2項各号（助産師又は施術者は、第1号、第4号ただし書、第7号及び第9号を除く。）に該当しない旨の誓約	
委 託 患 者 等 の 措 置 状 況		

年 月 日

京都府知事 様

住 所  
届出者  
氏 名

(裏)

## 注意事項

- 1 この書類は、貴機関の所在地を所管する市福祉事務所、又は町村の場合は京都府保健所を經由して提出してください。
- 2 この書類は、医療機関等の名称(氏名)又は所在地(住所)に変更があったとき、10日以内に所要事項を記載して提出してください。
- 3 なお、病院、診療所及び薬局については、保険医療機関等に関する届出と同一の契機をもって近畿厚生局を經由して京都府知事に届け出る場合は、京都府知事への直接の届出を省略できます。

## 記載要領

- 1 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者等が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。助産師又は施術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。
- 2 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者又は介護予防事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する介護事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、地域包括支援センター又は特定介護予防福祉用具販売事業者が届け出る場合には、その開設する支援事業所ごとに記載してください。
- 3 ※印のところは、不要のものを――で消してください。
- 4 指定医療機関等の「番号」は、保険医療機関番号又は介護保険事業所番号を記載してください。
- 5 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「(診療所)」のように記載してください。
- 6 病院、診療所及び薬局が、管理者又は開設者の変更を届け出る場合は、氏名又は名称を記載してください。
- 7 「委託患者等の措置状況」は、既に行った措置及び今後予定している措置を記載してください。
- 8 「誓約事項」は、指定欠格事由に該当しない場合は□に✓を記入してください。

生活保護法第49条の2第2項第3号の場合の該当法律は以下のとおりです。

- ・児童福祉法
  - ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律
  - ・栄養士法
  - ・医師法
  - ・歯科医師法
  - ・保健師助産師看護師法
  - ・歯科衛生士法
  - ・医療法
  - ・身体障害者福祉法
  - ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
  - ・社会福祉法
  - ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安定性の確保等に関する法律
  - ・薬剤師法
  - ・老人福祉法
  - ・理学療法士及び作業療法士法
  - ・柔道整復師法
  - ・社会福祉士及び介護福祉士法
  - ・義肢装具士法
  - ・介護保険法
  - ・精神保健福祉士法
  - ・言語聴覚士法
  - ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
  - ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
  - ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
  - ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
  - ・子ども・子育て支援法
  - ・再生医療等の安全性の確保等に関する法律
  - ・国家戦略特別区域法(第12条の5第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。)
  - ・難病の患者に対する医療等に関する法律
  - ・公認心理師法
  - ・民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律
  - ・臨床研究法
- 9 届出者の署名は、法人の場合は、名称、代表者の職・氏名及び主たる事務所の所在地を、また、助産所又は施術所の開設者の場合は、助産所又は施術所の所在地、名称及び氏名を記載してください。